

納税・滞納処分

納税や滞納処分に関する、皆さんからの主な質問を、ご紹介します。

Q1 税金を滞納したらどうなるの？

A1 国税徴収法の規定に基づき、勤務先などに財産調査を行いますので、滞納している事実が知られてしまうことになりま...

市税の納付は納期内に

Q4 借金があるから税金が払えません。

A4 納税は国民の義務です。地方税法第14条により、「税金は借金を含むすべての債務に優先する」と定められています。

Q5 なぜ、いきなり差し押さえをするの？

A5 市税などは納期内に納付するのが原則です。納期を経過し「督促状を送付した日から10日を経過した日までに完納されなければ差し押さえしなければならぬ」と国税徴収法・地方税法に規定されています。

Q6 滞納額が少額でも滞納処分するの？

A6 督促状送付後も納付されない状況が続けば、滞納額の多少にかかわらず滞納処分は執行されます。

Q7 滞納処分の前に自宅訪問はしないの？

A7 90日以上の納税者は、納期までに、きちんとご自身

けでなく、滞納処分が執行され、大切な財産や社会的信用を失うことになる場合もあります。

Q2 納期までに納付しない、すぐ差し押さえになるの？

A2 そのようなことはありません。「つい、うっかり」納付するのを忘れていただけの方もいますので、すぐに滞納処分をすることはありませんが、納期限後20日前後に督促状を送付していただきますので、それでも納付のない場合は、滞

で納付していただいています。滞納処分が執行されるまでに、必ず事前に督促状などの通知を送付してあります。これらの通知には「滞納金額の納付期限」や「納税相談の要請」など、重要な事項が記載されていますので、必ず確認してください。

Q8 分割納付していれば、差し押さえはしないの？

A8 分割納付は法に定められたものではなく、相談者の事情を勘案した特別な措置です。分割納付の約束を履行しているにもかかわらず、一括で納付できるだけの財産があれば、滞納処分は執行します。

Q9 滞納処分は少しでも払えば解除になるの？

A9 滞納処分後、滞納金額の一部を納付しても、差し押さえ解除にはなりません。延滞金を含む滞納額の全額が完納となるまで、滞納処分は継続されます。

Q3 財産を勝手に調べられるの？

A3 市税などを滞納すると、国税徴収法・地方税法の規定に基づき、滞納者の財産に対する調査権が発生します。この権限により、調査を受けた勤務先などの関係機関は情報を提供しなければなりません。また、滞納者に対する財産調査は、個人情報保護に関する法律には抵触しません。

夜間・休日納税相談窓口を開設

平日に市役所や金融機関に行くのが困難な方や、事情があり納期限内での納付が困難な方を対象に、夜間・休日納税相談窓口を開設します。

【日時】夜間窓口=10月26日(水)・27日(木)、いずれも午後8時まで▽休日窓口=10月29日(土)・30日(日)、いずれも午前9時~午後4時

【会場】納税課(市役所2階)
【内容】①納税相談②納付受け付け
【ご注意】相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。介護保険料・保育園保育料・学童保育料は、納付書を持参していただければ領収します。また、納税証明書などの発行や課税の相談はできません。

東京文化財ウィーク2011 10月29日(土)~11月6日(日)

東京文化財ウィークは、都内各地にある文化財を一斉に公開し、都民に親しんでいただくために毎年行われているものです。

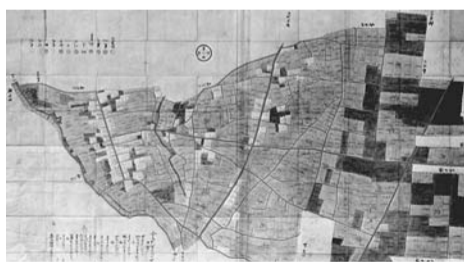
各市区町村は文化財の公開事業のほか、見学会や講座などのさまざまな企画事業を実施します。秋の一日、身近な歴史と文化に触れてみてはいかがでしょうか。

詳しくは東京文化財ウィークホームページ(http://www.syougai.metro.tokyo.jp/essaku/week.html)または、市郷土資料室 ☎472・0051(文化財ウィークガイドステーション)へ。

東京文化財ウィークに関連した企画事業は11月30日(水)までの期間で行われます。都が作成した事業内容に関するガイドブックは、文化財めぐりの解説書としても便利で、市政情報コーナー(市役所2階)や郷土資料室(わくわく健康プラザ内)、市内の各図書館、まろにえホール(生涯学習センター)などで配布しています。



都指定史跡の「米津家大名墓所」



市指定文化財の「明治時代地引絵図~前沢村~」

企画事業II歴史講座

江戸の村シリーズI

米津家大名墓所と旧前沢村(指定文化財の特別公開)
①都指定史跡「米津家大名墓所」II都内の多摩地域では唯一の大名墓所で、現地解説を行います②米津家関係資料

③市指定文化財「明治時代地引絵図(前沢村)」(市所有)II明治時代初期の絵図の特別公開
【日時】11月3日(祝)午後2時から(約1時間)
【会場】米津寺(幸町4ノ2ノ40)西武バス「中央図書館入口」バス停から徒歩3分
【参加費】無料
※申し込みは不要です。当日直接会場へお越しください。

国の登録有形文化財「村野家住宅」特別見学会

今年1月に国の登録有形文化財となった、緑深い柳窪地域に残る江戸時代の主屋を中心とする「村野家住宅」(主屋・離れ・土蔵3棟・薬医門・中雀門)の特別見学会です。
【定員】各回30人(応募者多数の場合は抽選)
【参加費】500円(資料代・茶菓子代・維持協力費)
申し込みは①が10月20日(木)まで、②が11月4日(金)までに(消印有効、往復はがき(一人一枚)に住所・氏名・年齢・電話番号・希望日時(第2希望可)を記入の上、〒203-0044、柳窪4ノ15ノ41、村野家内「憩園サポートクラブ事務局」あて郵送を。詳しくは同サポートクラブ・黛(まゆずみ) ☎474・7260へ。



国の登録有形文化財「村野家住宅主屋」

江戸の村シリーズII

旧柳窪村落特別見学会(江戸から明治の古民家と文化財を訪ねて)
江戸時代初期に成立した旧柳窪村には、今でも当時の文化財や自然がそのまま残っています。地域の皆さんのご協力により、江戸・明治時代の古民家4軒などを見学します。周辺の寺社や石碑・石仏などの文化財、柳窪緑地保全地域や東京の名湧(ゆう)水などを巡りながら、晩秋の柳窪地域をお楽しみください。
※東京文化財ウィーク2005都知事賞受賞事業。

【日時】11月13日(日)午後10時に西武バス「柳窪一丁目」バス停付近集合(見学など、所要時間は約2時間)
【見学場所】柳窪地域
【定員】30人(応募者多数の場合は抽選)
【参加費】無料(保険料50円程度自己負担)
申し込みは10月26日(水)までに(消印有効、往復はがき(一人一枚)に住所・氏名・年齢・電話番号を記入の上、〒203-0033、滝山4ノ3ノ14、わくわく健康プラザ内、郷土資料室あて郵送を。



柳窪地域の屋敷林

公開事業

都指定史跡の①「新山(にいやま)遺跡」②「下里本邑(ほんむら)遺跡」、市指定史跡の③「小山台遺跡」が見学できます。



旧柳窪村落特別見学会の様子

【内容】次の通り
①「新山遺跡」(下里3ノ21、下里中学校校庭北側道路) II 縄文時代柄鏡形住居跡
②「下里本邑遺跡」(野火止3ノ4、下里第2住宅内) II 遺跡公園・遺跡館(外部から遺跡の様子や旧石器時代~平安時代の出土遺物が見られる施設)
③「小山台遺跡」(小山1ノ10) II 遺跡公園(縄文時代復元住居跡(随時見学ができます))